

【福岡市】クリーニング業法に係る規制緩和について

本件について、内閣府の質問（令和2年2月10日）に対する厚生労働省の回答（令和2年3月30日）等を踏まえ、改めて規制緩和の内容を検討しましたので、厚生労働省の回答に対する福岡市の見解とあわせて、下記のとおりお示しします。

福岡市の規制緩和に対する考え

- 無人ロッカーにおける指定洗濯物の取扱いについて、「衛生措置の確保や利用者の利益の擁護を図るため対面による洗濯物の受取及び引渡しを基本」とのことであるが、今般の ICT の普及などを踏まえれば、無人ロッカーであっても対面と同等の衛生管理（洗濯物の区分や消毒の実施）及び消費者保護（苦情対策）は可能と考える。
- 具体的には、特区ワーキンググループでお示したところであるが、
 - ・ 衛生管理については、指定洗濯物の受け渡しに係るロッカーは指定洗濯物のみを取り扱う、抗菌加工の施されているロッカーを使用し、使用ごとに消毒を行う、チャック等によることで口が開かず水分を通さない収集袋を使用するなどの措置
 - ・ 消費者保護については、24時間365日のフリーダイヤル（ロッカー・HPに明示）や運営会社とのテレビ電話（ロッカー・HPに明示）、実際にクリーニングを行った工場の直接の電話・メール受付（洗濯物に添付）などの苦情の申出方法等の仕組みを備える、クリーニング所での検品作業をすべて録画し1か月程度保存するなどの措置

これらの要件を一般化するとともに、自治体へのクリーニング所開設の届出において、開設届の添付資料として、ロッカーの仕様や管理体制、収集の方法、苦情の申し出方法等を具体的に提出させることを想定している。（例えば写真の添付など）

- また、事業開始後は、届出内容に基づき、保健所職員が検査確認及び定期的に立入を行うことを想定しており、これらの措置により衛生管理と消費者保護を担保できると考える。

厚生労働省の回答に対する福岡市の見解

【内閣府質問（令和2年2月10日）】

1. 昭和61年12月5日衛指第227号「ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて」厚生省生活衛生局指導課長回答には、法的な根拠がないと考えられるので廃止すべきと考えるが如何か。

※同通知には、「ロッカー等はクリーニング所の施設の一部とみるべき」であり、「設置場所については、当該クリーニング所の主たる部分と一体となった状態で当該ロッカー等が設置されることを要するもの」とあり、また、「法第三条第三項第五号に規定する洗濯物（消毒を要する洗濯物）についてはロッカー等で取り扱わないこと」とあるが、これらの規制はクリーニング業法に根拠となる規定がなく、そもそも無効ではないか。

【厚生労働省回答（令和2年3月30日）】

本通知は、福岡県衛生部長からの照会に対し回答したものであり、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であることは明らかであり、廃止することは考えていない。

【福岡市見解】

これまで技術的助言を基に指導を行ってきたところであるが、市民生活の向上や今般のICTの普及も踏まえ、①衛生管理（洗濯物の区分や消毒の実施）と②消費者保護（苦情対策）が守られていれば、本市としては取扱いが可能と考えているため、指定洗濯物を無人ロッカーで取り扱うことを可能とする条件の明示、通知の発出等を是非検討していただきたい。

【厚生労働省回答（令和2年8月21日）】

福岡市のお求めの通知の発出等については、本年度末までの検討状況を踏まえた上で、必要に応じて検討したい。

【内閣府質問（令和2年2月10日）】

2. 特区において、事業者が福岡市の提案にある条件（1月31日開催WG福岡市提出資料p1に示された衛生管理及び消費者保護のための条件）を満たしておりそれを自治体が確認している場合、ロッカーで指定洗濯物を扱うことを特例措置として認めるべきではないか。それができないとすればその理由と根拠は何か。

【厚生労働省回答（令和2年3月30日）】

福岡市が特例措置として、どのような規定にし、どのように届出を行い、どのように衛生管理と消費者保護が担保されていることを確認するのか明確でないため、現時点で問題ないとは言えない。

【福岡市見解】

特例措置の規定について、令和2年1月のWGでお示した条件（抗菌加工の施されているロッカーを使用するなどの衛生措置、苦情の申出方法等の仕組みなどによる消費者保護）を一般化することを想定している。

また、開設に係る届出にあたって、開設届の添付資料として、ロッカーの仕様や管理体制、収集の方法、苦情の申し出方法等を具体的に提出させることを検討中（例えば写真の添付など）。

さらに、衛生管理と消費者保護については、届出内容に基づき、保健所職員が検査確認及び定期的に立入を行うことを想定している。

なお、衛生管理については、福岡市から厚生労働省の質問（令和2年2月12日）への回答をいただいた上でさらに検討したい。

【厚生労働省回答（令和2年8月21日）】

ロッカーの衛生管理や感染症対策・消費者保護の措置等を適切に講じることを自治体が確認することを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを見直すことについて、専門家の意見も踏まえながら、令和2年度中に検討したい。

なお、下着等に付着している病原微生物の調査や、新型コロナウイルス感染症患者が使用したリネン類等の取扱い方法については、厚生労働科学研究を実施しているところであるため、これらの研究成果を踏まえ、検討してまいりたい。

(参考) 令和2年2月12日福岡市質問事項

1 確認対象

クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する「伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして厚生労働省令で指定する洗濯物」

2 確認内容

指定洗濯物については、クリーニング業法施行規則第1条において具体的に規定されているところであるが、どのような病原体等が付着していることを想定しており、どのような消毒をすることを想定しているのか御教授ください。

【内閣府質問（令和2年2月10日）】

3. 指定洗濯物の取扱いについて取り次ぎ店を認めてロッカーは不可とする理由は何か。有人（取り次ぎ店）か無人（ロッカー）かの外形的条件だけで指定洗濯物取扱いの可否を分けるのは合理的ではないので、有人と無人のそれぞれのケースにおいて衛生管理及び消費者保護の観点から必要なルールを決め、それらに従って実施させるべきではないか。

【厚生労働省回答（令和2年3月30日）】

クリーニング業法第3条第3項第5号において、営業者は、指定洗濯物を取り扱う場合は他の洗濯物と区分しておき、それを洗濯する時は、その前に消毒する事を求めている。また、クリーニング業はトラブルが多いことが指摘されていることから、同法第3条の2において、営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとする時は、予め、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めるとともに、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を書面で配付するなどしなければならないとしている。これらのことから、衛生措置の確保や利用者の利益の擁護を図るため対面による洗濯物の受取及び引渡しを基本と考える。

【福岡市見解】

対面による洗濯物の受取り及び引渡しが「基本」ということであれば、今般のICTの普及を踏まえ、対面と同等の方法により、①衛生管理（洗濯物の区分や消毒の実施）と②消費者保護（苦情対策）が守られていれば、指定洗濯物を無人ロッカーで取り扱う余地があると理解できるのではないか。

【厚生労働省回答（令和2年8月21日）】

いずれにせよ、ロッカーの衛生管理や感染症対策・消費者保護の措置等を適切に講じることを自治体を確認することを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを見直すことについて、専門家の意見も踏まえながら、令和2年度中に検討したい。

なお、下着等に付着している病原微生物の調査や、新型コロナウイルス感染症患者が使用したリネン類等の取扱い方法については、厚生労働科学研究を実施しているところであるため、これらの研究成果を踏まえ、検討してまいりたい。

【内閣府質問（令和2年2月10日）】

4. ネットクリーニング等、クリーニング業法の対象とならない新しいサービスが増えているが、こうした新しい業態についても何らかのルールを定めるべきと考えるが如何か。

【厚生労働省回答（令和2年3月30日）】

「クリーニング業法の運用について」（平成19年2月14日付け健衛発第0214001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知）において、宅配業者が荷物を特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識した上で継続反復的に一般の荷物とは異なる取扱いを行う場合等については、クリーニング業法第2条第4項のクリーニング所に該当することを既にお示ししている。

【福岡市見解】

規制改革推進会議第2回・第5回専門チーム会合（H30.3.9・H30.4.19）において、厚生労働省から、対面でなければならぬ理由として、店員が洗濯物の仕分けをして受けられないものがあれば断ることが可能であり、また、利用客と店側で洗濯方法の確認もできることから、衛生管理と消費者保護が担保できるという趣旨の説明があった。

一方、厚生労働省からの回答にある「クリーニング業法の運用について」では、「クリーニング業者と宅配業者等との間において、あらかじめ洗濯物の配送に係る料金、配送方法等について特定の契約を締結するなどし、宅配業者等の受付窓口において、顧客の荷物の内容を確認し又は特定の梱包用資材を用いるなどの方法により荷物を開封せずともその内容物を特定のクリーニング業者に係る洗濯物として認識した上で、継続反復的に一般の荷物とは異なる取扱いを行う場合等については、洗濯物の受取及び引渡しを行うための営業者の施設に該当することから、当該受付行為を行う施設はクリーニング業法第2条第4項に規定するクリーニング所に該当すると解する。」とあり、荷物を開封せずにクリーニングの受け付けが可能とも読み取れる。

この場合、洗濯物の仕分けは、対面ではなく事後的に行われると考えられ、この運用が可能であれば、利用者が指定洗濯物を無人ロッカーに預け、クリーニング業者が事後的に確認して適切な処理をする運用についても可能と考えるが、ご所見をお尋ねしたい。

【関連で追加のご質問】

昭和 61 年 12 月 5 日衛指第 227 号「ロッカー等による洗濯物の受取の取扱いについて」厚生省生活衛生局指導課長回答により、クリーニング店の店頭に併設するロッカーによる洗濯物の受け渡しは認められているところであるが、一般的に考えれば、ロッカーで洗濯物を預かる場合には、いったん店側と仕分け作業をしてからロッカーに入れるということは想定できず、バッグなどでロッカーに入れたものを事後的に店側が確認するものと考えられる。(特に店員が不在の夜間においても店頭を設置したロッカーでクリーニングの受付が可能ということであれば、実質的には無人ロッカーと変わらないと考える。)

また、クリーニング業法の届出の状況は不明だが、一部のコンビニにおけるクリーニングの受付はバッグで持込みとなっており、同様に事後的な確認になると思われる。

これらの運用が可能であれば、前項の質問と同様に、利用者が指定洗濯物を無人ロッカーに預け、クリーニング業者が事後的に確認して適切な処理をする運用についても可能と考えるが、ご所見をお尋ねしたい。

【厚生労働省回答（令和 2 年 8 月 21 日）】

いずれにせよ、ロッカーの衛生管理や感染症対策・消費者保護の措置等を適切に講じることを自治体が確認することを条件に、指定洗濯物のロッカーでの取扱いを見直すことについて、専門家の意見も踏まえながら、令和 2 年度中に検討したい。

【内閣府質問（令和2年2月10日）】

5. 仮に、現にある事業者が本件提案内容を実施していた場合、誰が何の権限を持ってこれを排除できるのか教示頂きたい。

※ クリーニング業法第10条、第10条の2及び第11条において、都道府県知事が、法第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置につき、①実施状況に係る立ち入り検査、②同規定の違反に対する措置命令、③命令に従わない場合に営業停止・閉鎖等の命令ができることになっているが、本件提案内容の実施は、法第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置の違反には該当せず、従って何人もこれを排除できないのではないかと。

【厚生労働省回答（令和2年3月30日）】

クリーニング業法に基づき、都道府県知事、保健所設置市長、特別区長の判断により、立入検査等を実施することが可能と考える。

【福岡市見解】

仮に事業者が現段階で今回の提案内容（無人ロッカーでの指定洗濯物の取扱い）で届出し、営業した場合、法第10条に基づき立入検査を実施することができるが、検査を行うのは、第3条、第3条の2第2項及び第4条に規定する措置であり、検査の結果、当該条文の規定違反がない場合は、第10条の2の措置命令を発することはできず、処分できないのではないかと。国の技術的助言に基づいた行政指導の範囲で是正させることになるのか。

【厚生労働省回答（令和2年8月21日）】

個別の事業内容によるため、一律にお答えすることは困難であるが、第3条、第3条の2第2項及び第4条の規定への違反がない場合には措置命令はできないものと考えている。